

北海道立子ども総合医療・療育センター身体的拘束等を最小化するための指針

北海道立子ども総合医療・療育センターにおいて、入所児に対し身体的拘束、その他行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」とする。）を行う場合の取り扱いを次のとおりとする。

1 身体的拘束等を行う要件

入院・入所児に対する身体的拘束等は緊急やむを得ない場合に限り行われ、かつ、可能な限り早急な身体的拘束等の解除に向け、次の要件に基づき慎重に対応する。

- (1) 切迫性 入院・入所児又は他の入院・入所児などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性 身体的拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
- (3) 一時性 身体的拘束等が一時的なものであること。

2 身体的拘束最小化チームの設置

センター長は、身体的拘束最小化チームを設置し、次の業務を行わせる。

- (1) 身体的拘束等の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底をすること。
- (2) 当該指針の内容について、職員に周知するとともに、必要に応じ当該指針の見直しを行うこと。
- (3) 入院・入所に関わる職員を対象として、身体的拘束等の最小化に関する研修を定期的に行うこと。
- (4) 病棟を巡回し、病棟看護職員等と身体的拘束の解除や代替策の導入に向けた検討を行うこと。

3 入院・入所児及び家族等への十分な説明

身体的拘束等を行う場合は、入院・入所児及びその保護者に対し十分説明し、同意（確認）を得ること。

4 身体的拘束等を行った場合の記録の作成

直接処遇職員は、実際に身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の入所児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 その他

- (1) 鎮静を目的とした薬物の使用にあたっては、適正使用となるよう、慎重に決定すること。
- (2) 身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為についても、最小化されるよう留意すること。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この指針は、令和8年5月20日から施行する。